

本部

一 常務、購買理事を選挙する事（一〇三三、二六）

二 常務、購買理事は理事會開會十分前には

必ず出席（不得止の時代理人を要す）し

三 業務の報告書も携へて説明するものとする

四 常務、購買理事は業務を執行するものとする

五 常務、購買理事へ各々の會計より月額

三十円を支出するものとする

六 常務、購買理事は執務時間を定むる義務

を負ふものとする

七 校務、新聞は組合員一人に對し一部金支給

10.3.29